

成田市とイオン株式会社との地域連携協定

成田市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 観光振興に関する事項
- (2) 子育て支援・青少年の健全育成に関する事項
- (3) ICカードを活用した地域振興に関する事項
- (4) 地産地消の推進に関する事項
- (5) 健康増進・食育に関する事項
- (6) スポーツツーリズムの推進に関する事項
- (7) 災害対策・防災・防犯に関する事項
- (8) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月20日

甲：成田市花崎町760番地
成田市
成田市長

小泉 一成

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役

岡田 元也